厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

安全経営あんち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

安全経営のすすめ

一宮労働基準監督署
第二方面　脇田凌成

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

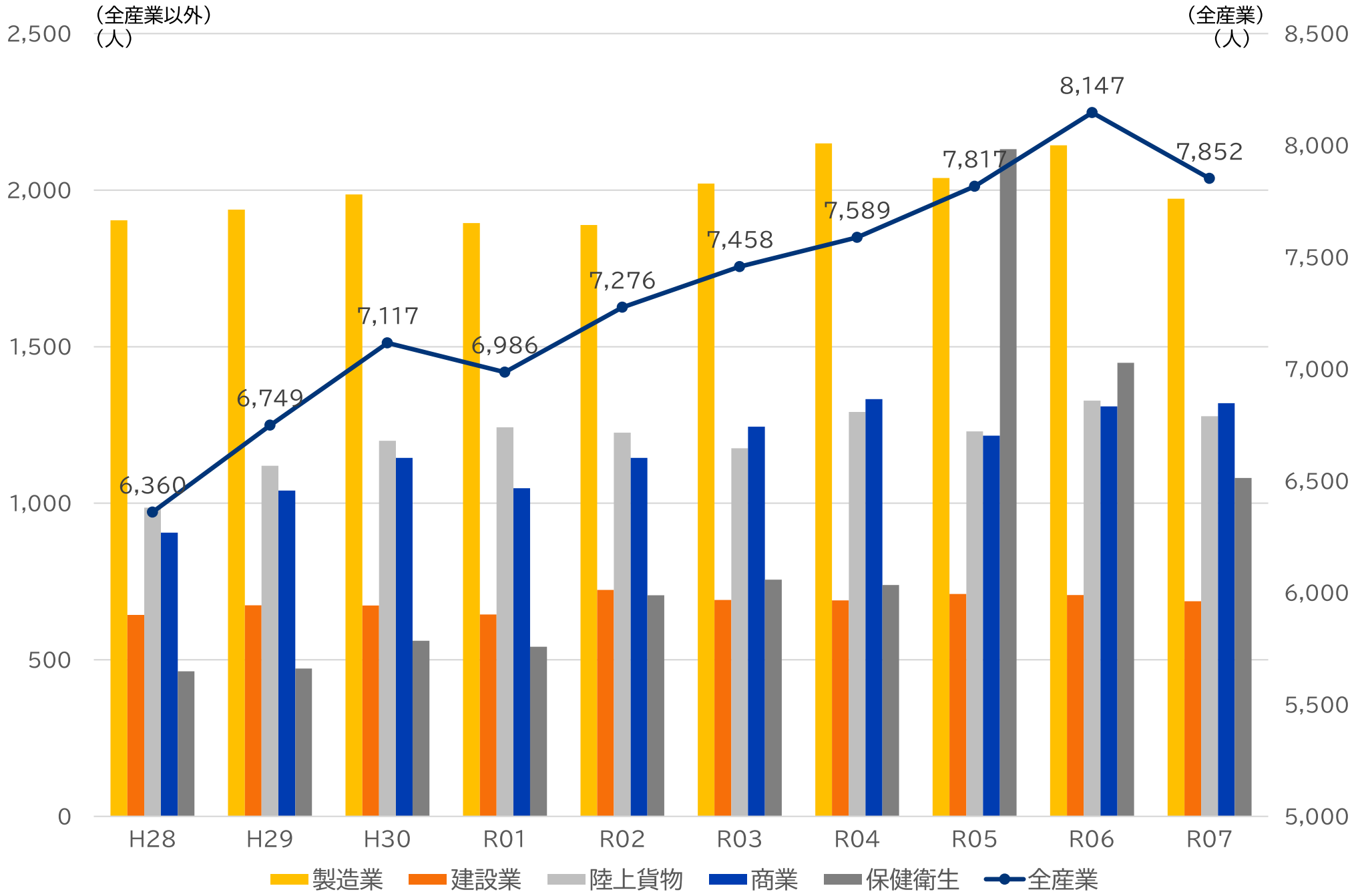
1. 労働災害発生状況

2. 第14次防と安全経営あいち®

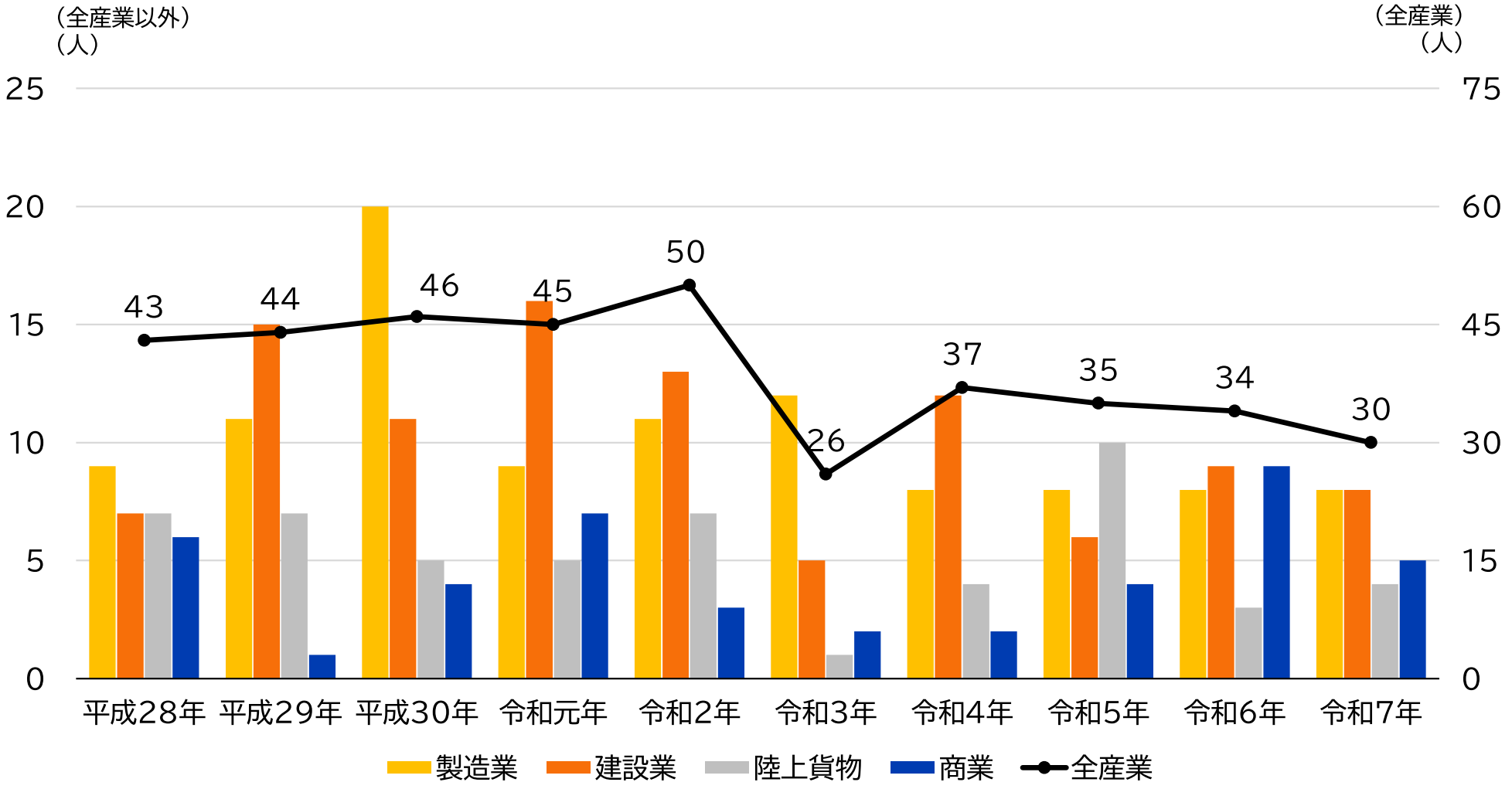
3. 法改正情報

安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

愛知労働局の労働災害発生状況（全産業/新型コロナ除く）



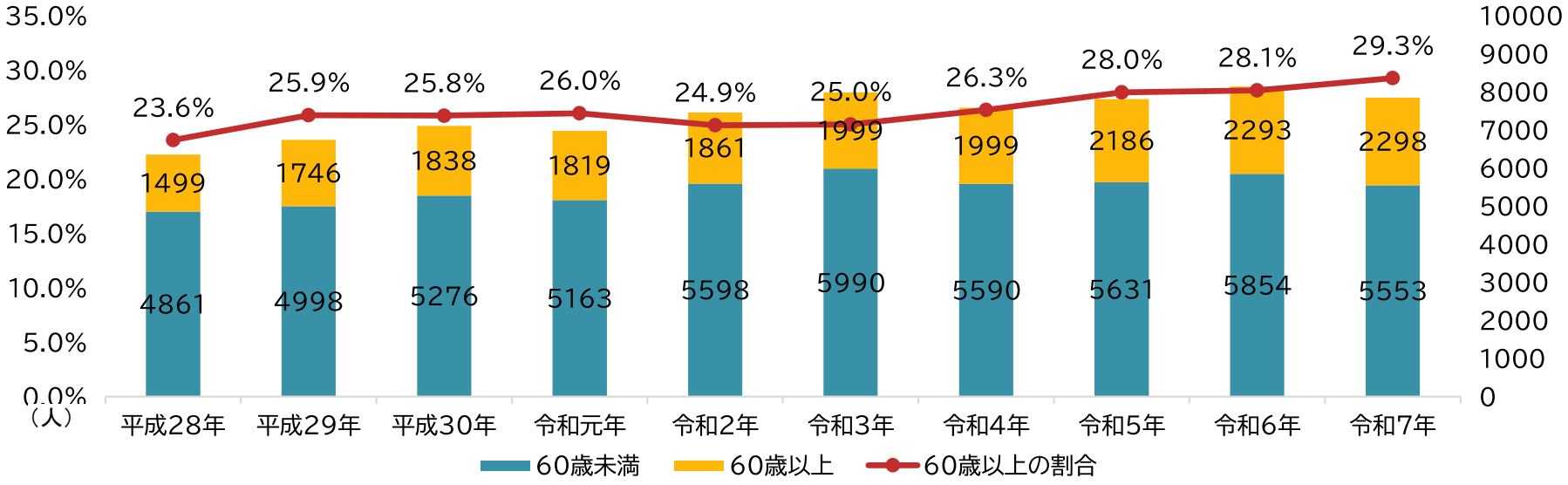
愛知労働局の死亡災害発生状況



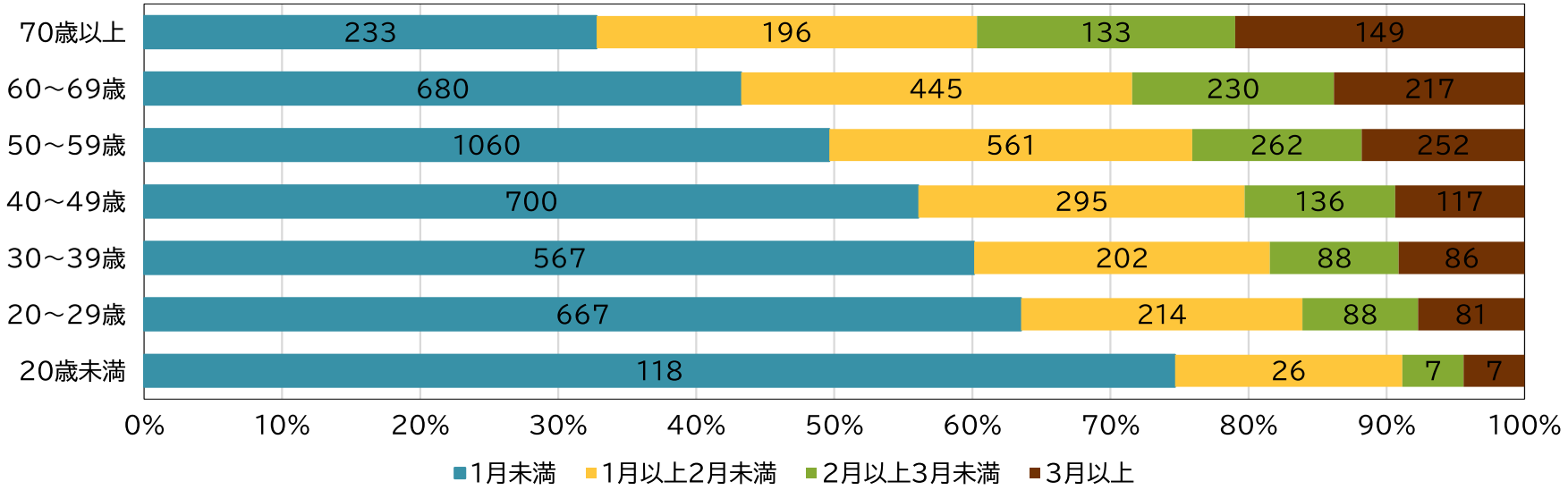
- 令和7年中は、死亡は30人（前年比－4人）
- 製造業と建設業で死亡災害の半数以上を占めている
- 商業は9人→5人、建設業は9人→8人、陸上貨物は3人→4人と推移している

愛知労働局の死亡災害発生状況

高年齢労働者の労働災害発生状況の推移



年齢別休業見込み期間の割合（令和7年）



閑話　～死傷年千人率～

	令和4年	令和6年	令和7年	対令和4年比
製　造　業	2.59	2.90	2.72	+0.13
建　設　業	5.21	3.45	4.66	−0.55
陸　運　業	8.17	6.17	6.65	−1.52
小　売　業	1.87	1.96	1.62	−0.25
社会福祉施設	2.16	2.13	2.28	+0.12
飲　食　店	1.48	1.33	1.77	+0.29
全　産　業	2.22	2.49	2.35	+0.13

$$\text{死傷年千人率} = \frac{\text{1年の死傷者数}}{\text{1年の平均労働者数}} \times 1000$$

（1年間で労働者1000人当たりに発生した労働災害の割合）

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 建設業を取り巻く状況

2. 第14次防と安全経営あいち®

3. 法改正情報

安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

第14次労働災害防止推進計画

- 計画のねらい

(1)計画が目指す社会

- 自律的でポジティブな安全衛生管理を促進し、働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現する。

(2)計画期間

- 2023年度から2027年度までの5か年を計画期間とする。

(3)計画の目標

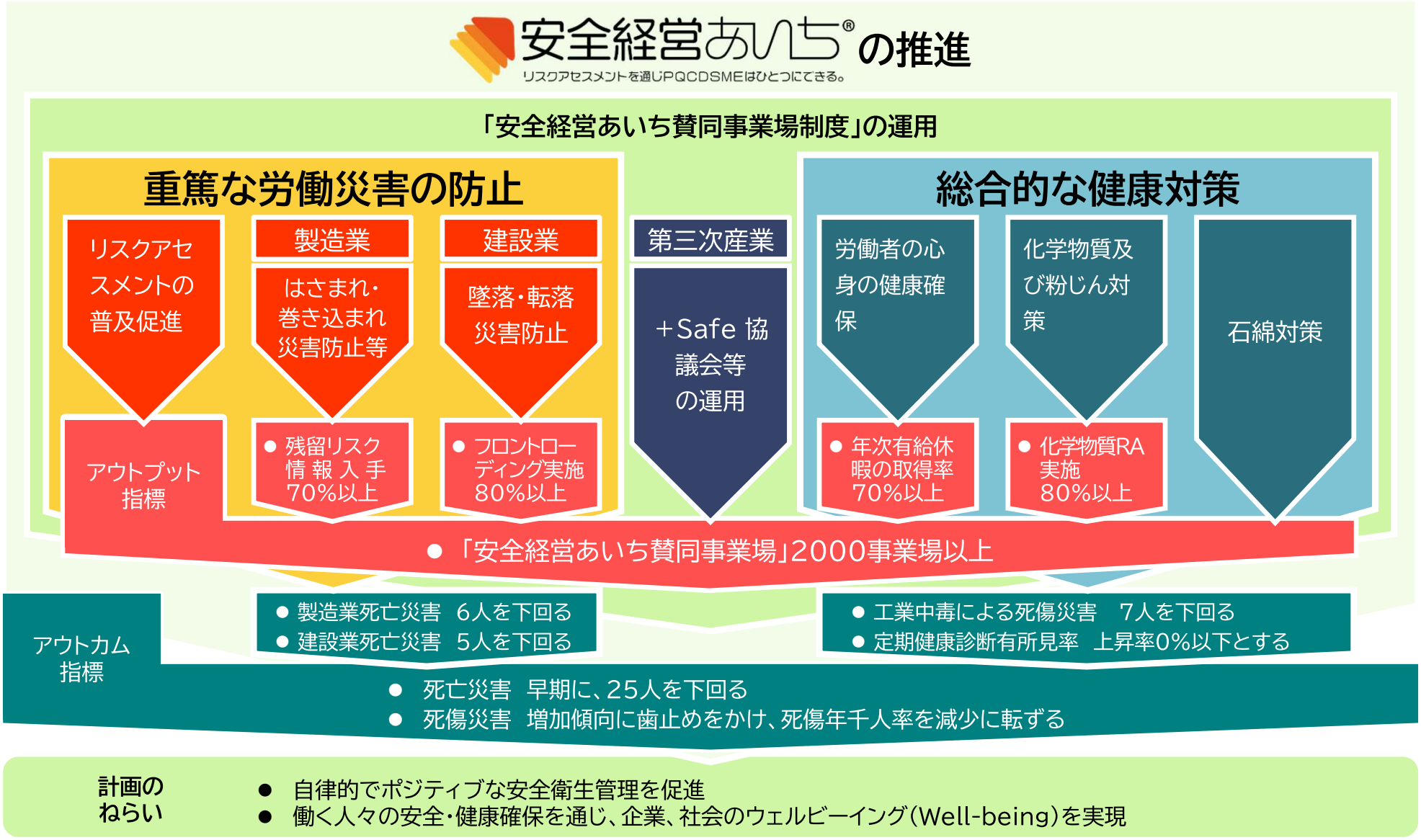
- 愛知労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

令和5年3月

愛知労働局 Aichi Labour Bureau

ONE TEAM 安全衛生 あいち

安全経営あいち®の推進


安全経営あいち®の推進
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。
「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用
重篤な労働災害の防止
リスクアセスメントの普及促進
製造業
はさまれ・巻き込まれ災害防止等
建設業
墜落・転落災害防止
第三次産業
＋Safe 協議会等の運用
総合的な健康対策
労働者の心身の健康確保
化学物質及び粉じん対策
石綿対策
アウトプット指標
● 残留リスク情報入手 70%以上
● フロントローディング実施 80%以上
● 年次有給休暇の取得率 70%以上
● 化学物質RA実施 80%以上
● 「安全経営あいち賛同事業場」2000事業場以上
アウトカム指標
● 製造業死亡災害 6人を下回る
● 建設業死亡災害 5人を下回る
● 工業中毒による死傷災害 7人を下回る
● 定期健康診断有所見率 上昇率0%以下とする
● 死亡災害 早期に、25人を下回る
● 死傷災害 増加傾向に歯止めをかけ、死傷年千人率を減少に転ずる
計画のねらい
● 自律的でポジティブな安全衛生管理を促進
● 働く人々の安全・健康確保を通じ、企業、社会のウェルビーイング（Well-being）を実現

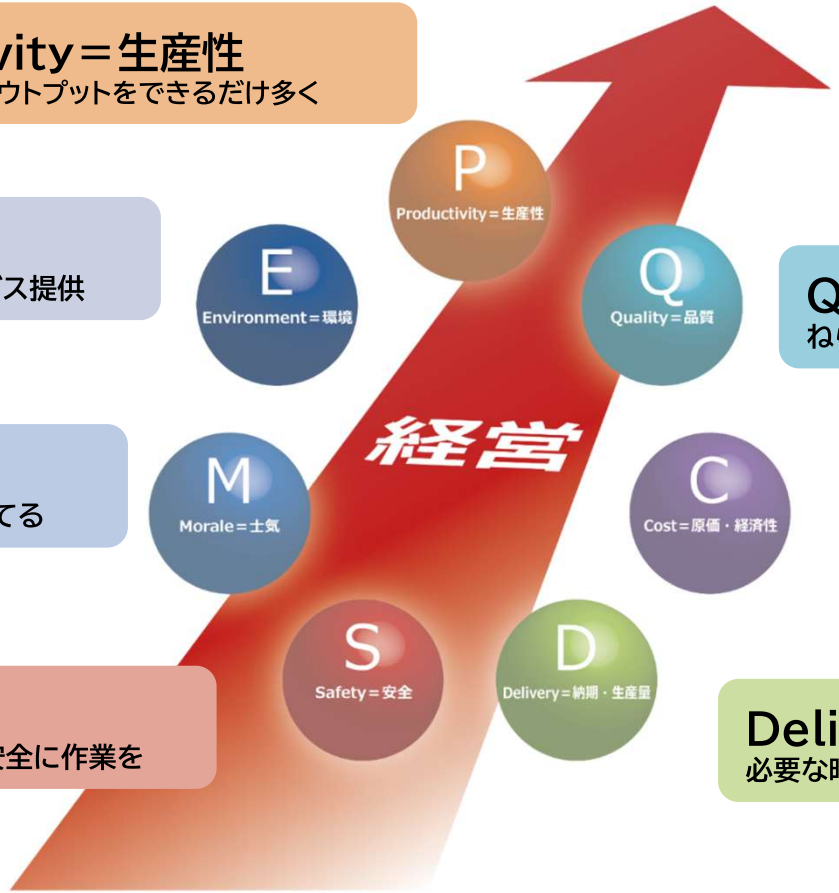
PQCDSMEは、モノづくりやサービス提供の7つの視点

Productivity＝生産性
インプットに対しアウトプットをできるだけ多く

Environment＝環境
環境に負荷を掛けない生産プロセス、サービス提供

Morale＝モラール
人の能力が開発・向上され、働きがいを持てる

Safety＝安全性
労働者の負荷軽減・災害がなく安全に作業を



Quality＝品質
ねらい通りの品質の製品・サービスを提供

Cost＝コスト・経済性
ムダを減らし低コストで製品・サービスを提供

Delivery＝納期・生産量
必要な時に必要な量の製品・サービスを提供

- どの視点も欠かすことはできない。
- どれかひとつだけを重視することもできない。
- 安全も視点の1つ ［ 安全を欠かすことはできない。
 安全だけを別に取り扱えない。

企業価値の向上にむけて

リスクアセスメントは現場の実態把握をそのプロセスに含める。

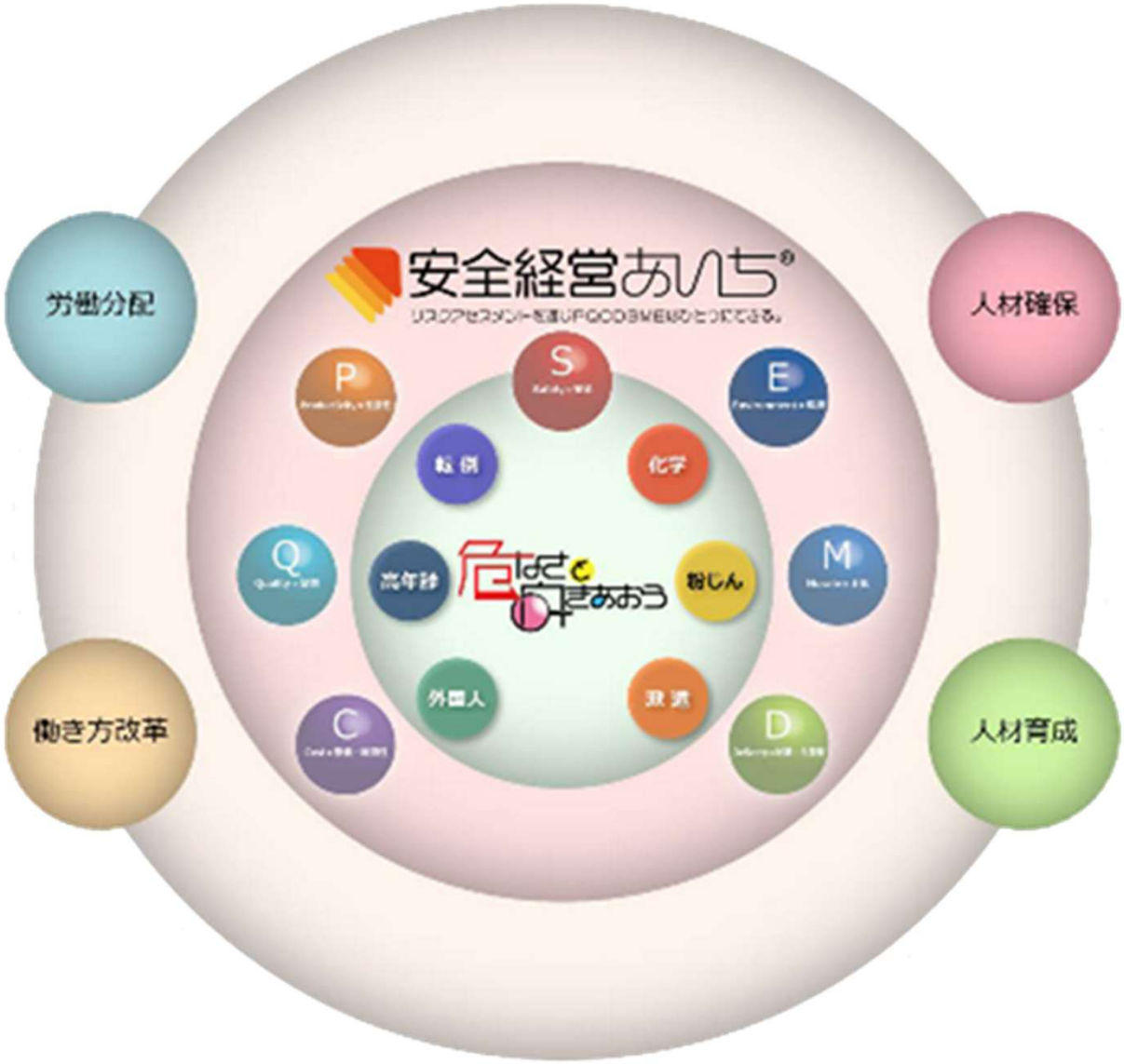
現場の実態把握は、他の経営課題と一体的に捉えることが可能。

リスクアセスメントは、複数の経営課題を同時に高める機序となり、**企業価値向上を図るための戦略的手法**とすることができる。

安全経営あいち®

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

安全経営あいち®は雇用や働き方改革にも通ずる



リスクアセスメントとは

「リスクアセスメント」ってなんだろうか



安全とは

安全

- 許容できないリスクがないこと(許容可能なリスクは含まれている)
- 災害の起きない状態(絶対安全)を指していない

**安全を立証する
とは**

組織として(⇔個人の感覚、知識、経験)

- 明確なルール(判断基準)を決めて
- 安全か(許容できるか)否かを層別する

ポイント

- 安全はリスク経由で定義されている(リスクの概念の理解が不可欠)
- どこまでを「許容」するかは、対象となる人、技術力などによって異なる
- 法令違反の有無が「許容」か否かの判断基準ではない

リスクとは

リスク　何らかの目的を達成させようとする際に、付随してくる望まぬ結果が生ずるおそれ(メリットとデメリット)

メリット	デメリット
暖をとる 即暖性が高い 持ち運び可能 など	給油の手間 火傷のおそれ 中毒のおそれ など



ファンヒーター

残留リスク

技術上の制約などにより対応困難なリスク

リスク低減措置後、残存するリスク

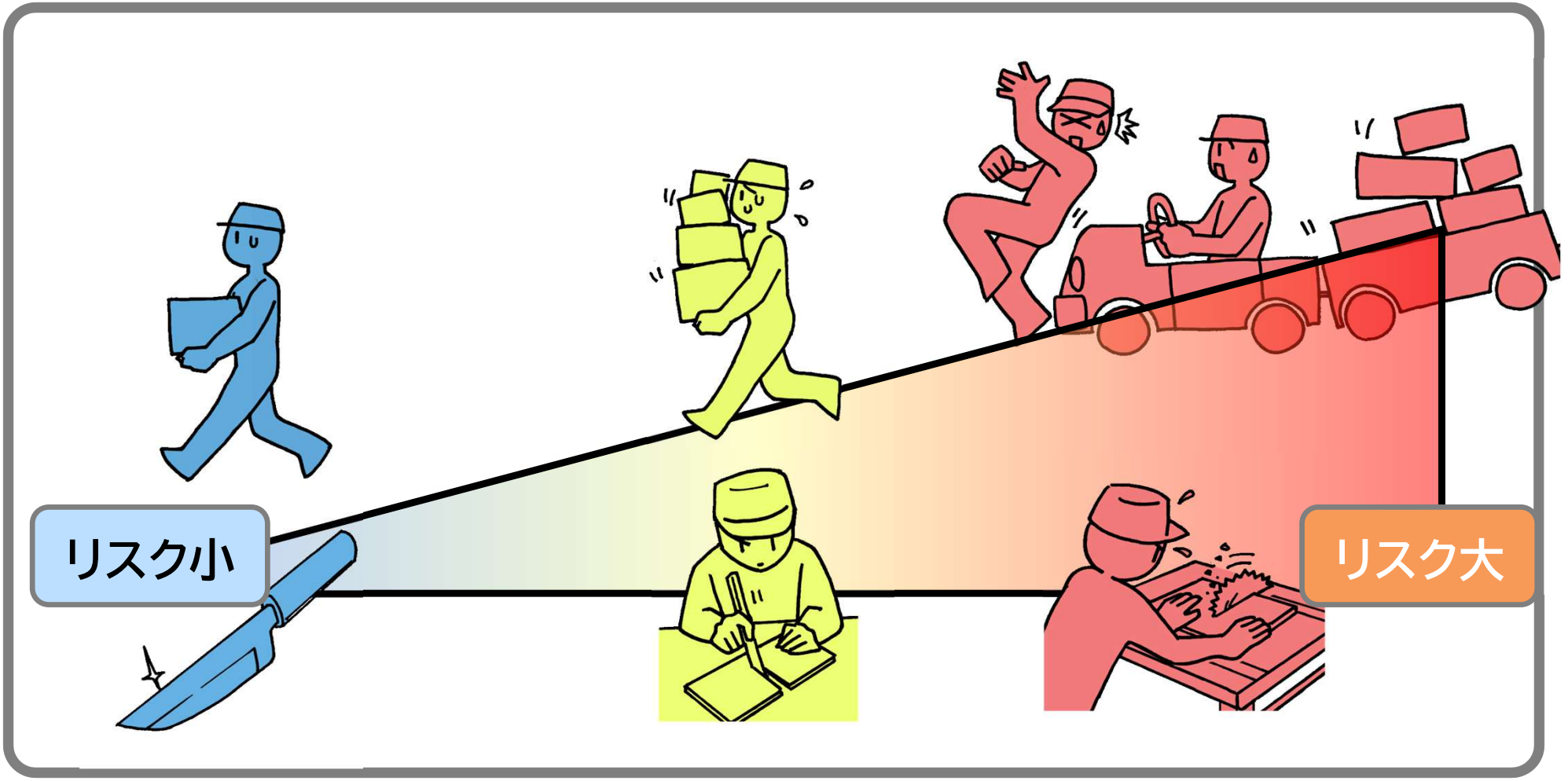
具現化防止

取扱注意事項(ルール)

吹き出し口には近づかない

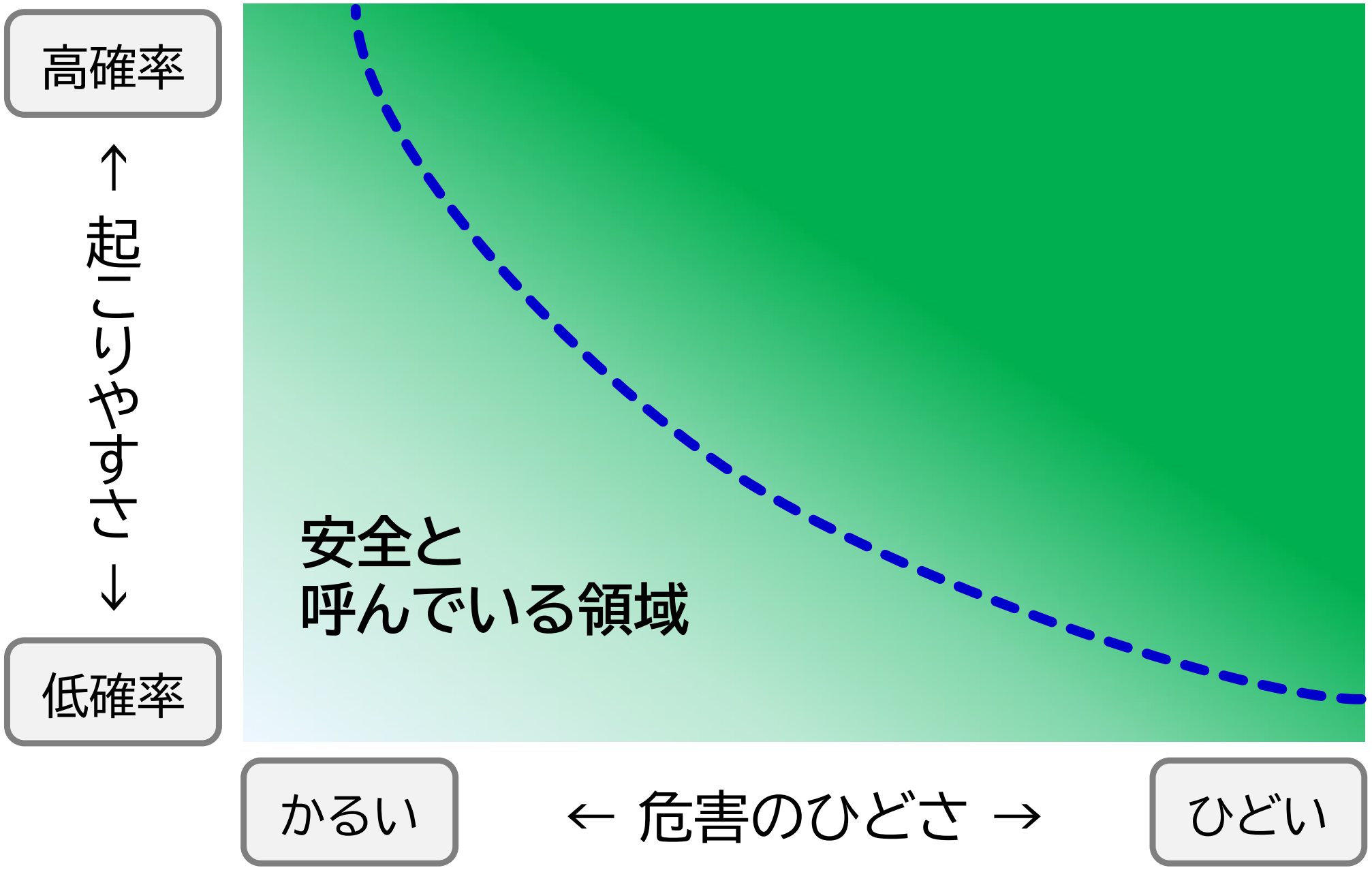
定期的な換気の実施

リスクのイメージ



- **良い悪いにかかわらず**、リスクは存在している
- **リスク**はあるかないかのどちらかではなく、**度合いであらわされる**もの
- 意識すらされていないことがある
- リスクを**許容するか否かは価値観**の問題である

安全と呼んでいる領域（イメージ）



リスクアセスメントの意図すること

見つけた



- 見つけた危険をなくす
- 危険と思わないものは見つからない

個人の感覚を磨いて見つける

調べた



- 入口をできるだけ感性に頼らない
- 災害発生プロセスに沿って調べる
- 危険源と作業を組み合わせて網羅する

仕組みによって調べる

- リスクアセスメントは、マネジメントのための**実態把握**と**情報整理**の仕組み・ツール

見つけた危険をなくすことの難しさ

事故が身の回りで起こっていない(良いことではあります)

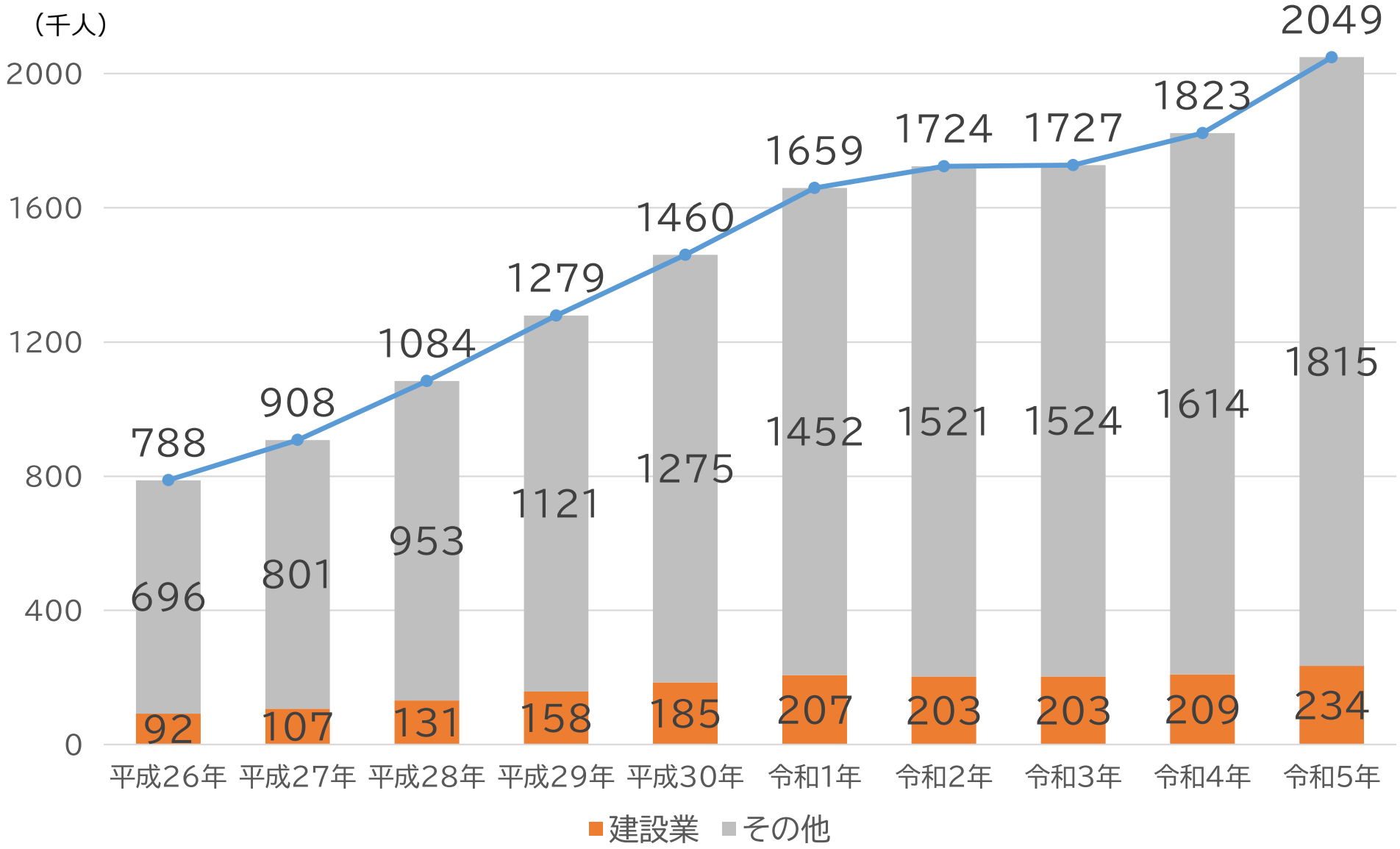
- 現場の知識や経験に頼ろうとしても事故等を経験する機会が減っている

派遣労働者や有期契約労働者など、在籍期間が少ない作業者の増加し、相対的に現場の経験値が低下する

- 組織としての経験値が低下しやすい、蓄積しにくい

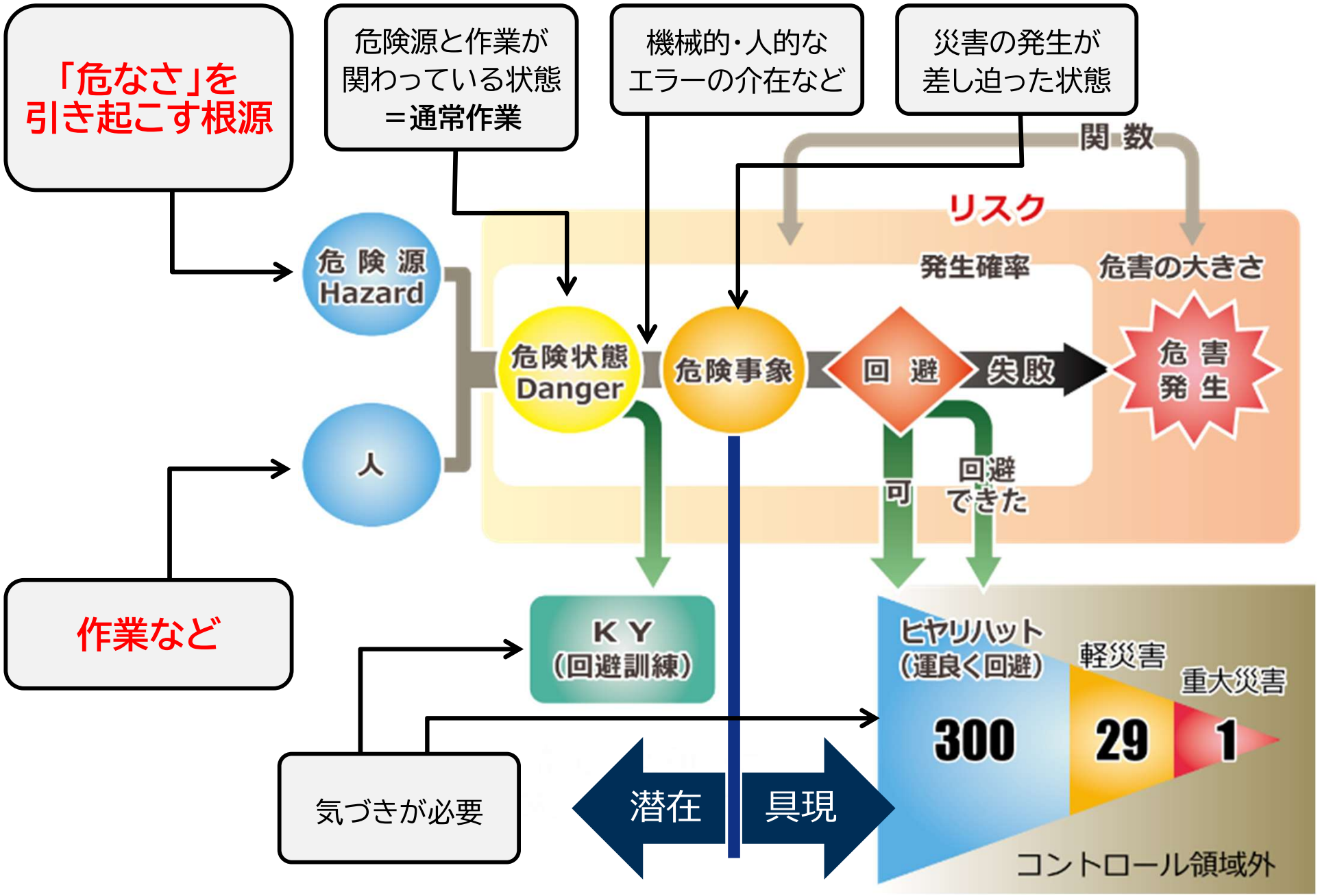
- **これまでの取り組みで同じレベルを維持することが難しくなる**
- **そもそも職場の安全衛生水準を評価する仕組みが存在しない**

多種多様な人が働く時代に



※厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課発表「外国人雇用状況届」の届出状況まとめ（令和5年10月末現在）から抜粋

労働災害と発生プロセス

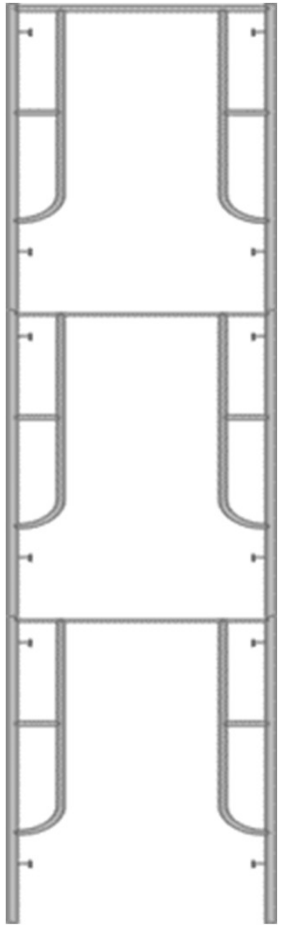


リスクアセスメント用語の説明

① 危険源

高さそのもののこと（作業の必要性の有無などは無視した）

例）高さ20mの足場、高さ2mの脚立（の上）



② 危険状態

高所で作業員が**通常作業**を行うこと

例）高さ20mの足場の上で塗装作業を行う

③ 危険事象

事故の発生につながる作業状態、環境状態

例）高さ20mの足場の上で、墜落制止用器具を使用しないまま、
手すり・中さんを外して塗装作業を行う

否定形ルールは肯定形の行動目標へ

否定形のルール	肯定形の行動目標
（クレーンの） つり荷の下に入るな	（運行経路外で全体を見渡せる場所を指定） ここに立って操作する
（台車やカートなどを押すとき） 指を挟まないように注意	（危険源の影響範囲外を検討して） ここを持って操作する
（階段などで） 転落しないように注意	この手すりを持って昇降する
（脚立やはしごなどで） 身を乗り出して墜落しないように	（踏みさん等を指定して） 3段目に足を置いて作業する

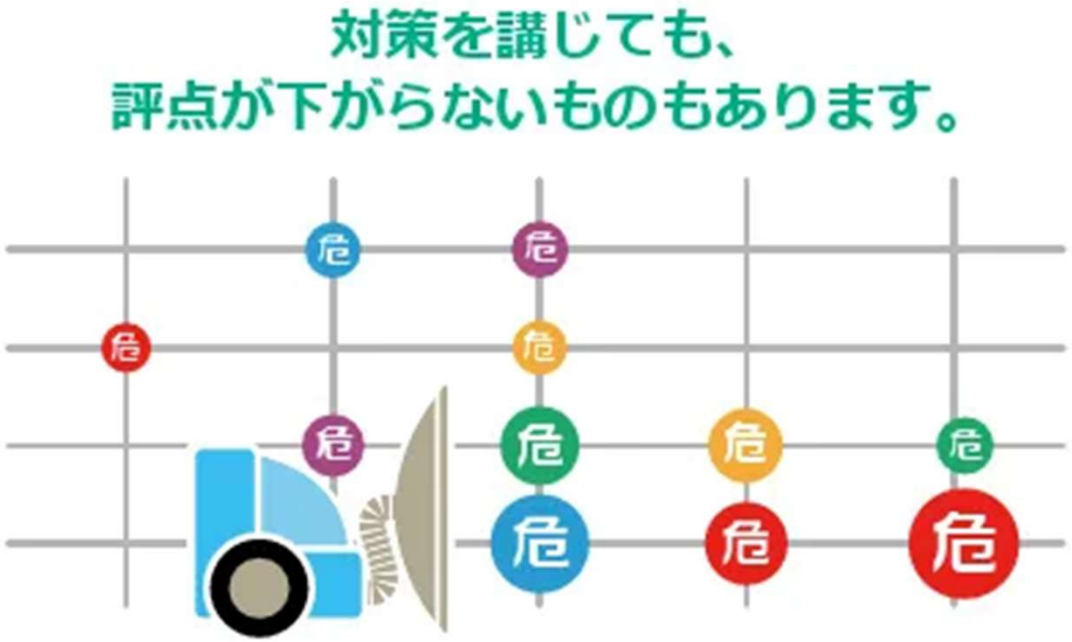
- 否定形のルールは、具体的な行動ができるよう**肯定形の行動目標**にする
- 管理側は、**指示された（した）行動が管理対象**になる
- 「○○した方がよい」など、あいまいな表現は行動目標として不適当

閑話　確実な労働災害防止対策？

確実な労働災害防止対策とは、

「●●●●」ことだ。

危なさと正しく向きあう



- 一般に措置を講じても**リスクを完全に排除することはできません。**措置の後に残る**「残留リスク」**と、対応のための**管理ポイント**を明らかにすることも、リスクアセスメントの大切な目的です。

- 残留リスクを承知した上で日常的な管理を継続し、付き合っていくこと、すなわち、**危なさと正しく向きあうこと**が必要です。

マネジメントと安全経営あいち®

- 社会情勢の変化、技術革新及び働き方改革が進み、安全に求められるものも変化
- 今後は、単に災害や疾病を防ぐ**負（ネガティブ）な領域**から、さらに前向きな**正（ポジティブ）な領域**へと大きな転換を図っていく必要がある



- 安全管理を事業運営と一体的に行う（**マネジメントする**）ことで、生産性、品質、コスト、環境なども**一体的に管理向上**させることができる
- 生産性などの向上と企業価値向上をもたらすことで自律的でポジティブな安全衛生管理を促進させる

安全経営あいち

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

安全経営あいち賛同事業場制度



「安全経営あいち®」に賛同いただける事業場

監督署あて
申請書を提出してください。

申請の主な要件

・愛知県内の事業場であること
・監督署のリスクアセスメント集団指導などに出席していること



安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

- 「登録証」をお渡しします。
- 「安全経営あいち®」のロゴマークを使用できるようになります。
- 愛知労働局HP内「賛同事業場一覧」に掲載します。（承諾いただいた場合）

- 「安全経営」に取り組む姿勢と、その基礎となるリスクアセスメントに積極的に取り組む姿勢を、同時に事業場内外に示し、企業価値向上の一助としていただけます。
- **申請書のダウンロードは、愛知労働局ホームページへ**

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 建設業を取り巻く状況

2. 第14次防と安全経営あいち®

3. 法改正情報

安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

職場における熱中症対策の強化

熱中症の重症化防止措置
労働安全衛生規則第612条の2の新設
令和7年6月1日施行

- 熱中症を生ずるおそれのある作業(※)を行う際に、あらかじめ以下の内容を事業場ごとに実施すること

① 報告体制を整備し、関係作業者に対して周知すること

② 熱中症症状の悪化を防止するため必要な措置に関する内容、実施手順を定め、関係作業者に対して周知すること

※熱中症を生ずるおそれのある作業とは、WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業のことをいう

熱中症の予防措置
「職場における熱中症防止のためのガイドライン」
令和8年3月策定

- 労働安全衛生関係法令と相まって、職場における熱中症防止のための
 労働衛生管理体制の確立
 作業環境管理・作業管理
 健康管理・労働衛生教育　等
の熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を一体的に示し、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組む

- ガイドラインの対象は、熱中症のおそれのある全ての作業
(作業内容や作業場所(屋内外)等を問わない。)

熱中症の重症化防止措置（安衛則第612条の2）

基本的な考え方（発生後の措置）

発見

- 体調不良者の早期発見と重篤化の防止
- 見つけた、見つけるための体制整備

判断

- 手順作成で適切な初期対応の実施
- 救急隊への連絡、重症化の防止など

処置

- 身体の冷却が最優先、一人は付き添う
- 悩んだら医療機関への搬送

高年齢者の労働災害防止対策について

- 高年齢労働者の労働災害が増加傾向にあります。
- 高年齢労働者の特性に配慮した作業環境等の措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。
- 労使が協力して、積極的に高年齢者の労働災害を防止することが重要です。

高年齢者の労働災害防止のための指針

◎ 事業者が講ずべき措置

○ 高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に積極的に取り組む。

○ 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明及び体制整備、安全衛生委員会等における調査審議等
- 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

⇒ リスクアセスメントの結果を踏まえ、
優先順位の高いものから取り組む事項を決める。

○ 職場環境の改善（身体機能の低下を補う設備・装置の導入、作業内容の見直し）

○ 高年齢者の健康や体力の状況の把握（健康診断、体力チェック等）

高年齢労働者の労働災害事例①

不点灯の蛍光灯を交換するため、脚立を用いて作業していた
↓
ステップで足を踏み外し、落下
↓
右足を床面に強打し、捻挫（休業見込期間は1か月）



被災者情報	
性別	男性
年齢	60代
経験年数	3年

《労働災害の発生要因》
照度が不十分な環境であったことに加え、労働者の視力や筋力等の身体機能の低下も一因と推測される。

高年齢労働者の労働災害事例②

食品工場の作業場で水をまいて清掃していた
↓
濡れた床で足をすべらせ、転倒
↓
右手をつき、骨折（休業見込期間は6か月）



被災者情報	
性別	女性
年齢	60代
経験年数	9か月

《労働災害の発生要因》
清掃中で床が濡れており、転倒しやすい状況であったこと
身体機能（骨密度・体感等）の低下も一因と推測される。

高年齢労働者の労働災害事例③

商品の陳列作業中に、店内の別の売り場に商品を取りに行く
↓
床で足をとられ、何もないところでつまづき、転倒
↓
右ひざを床に強打し、骨折（休業見込期間は2か月）



被災者情報	
性別	女性
年齢	70代
経験年数	1年

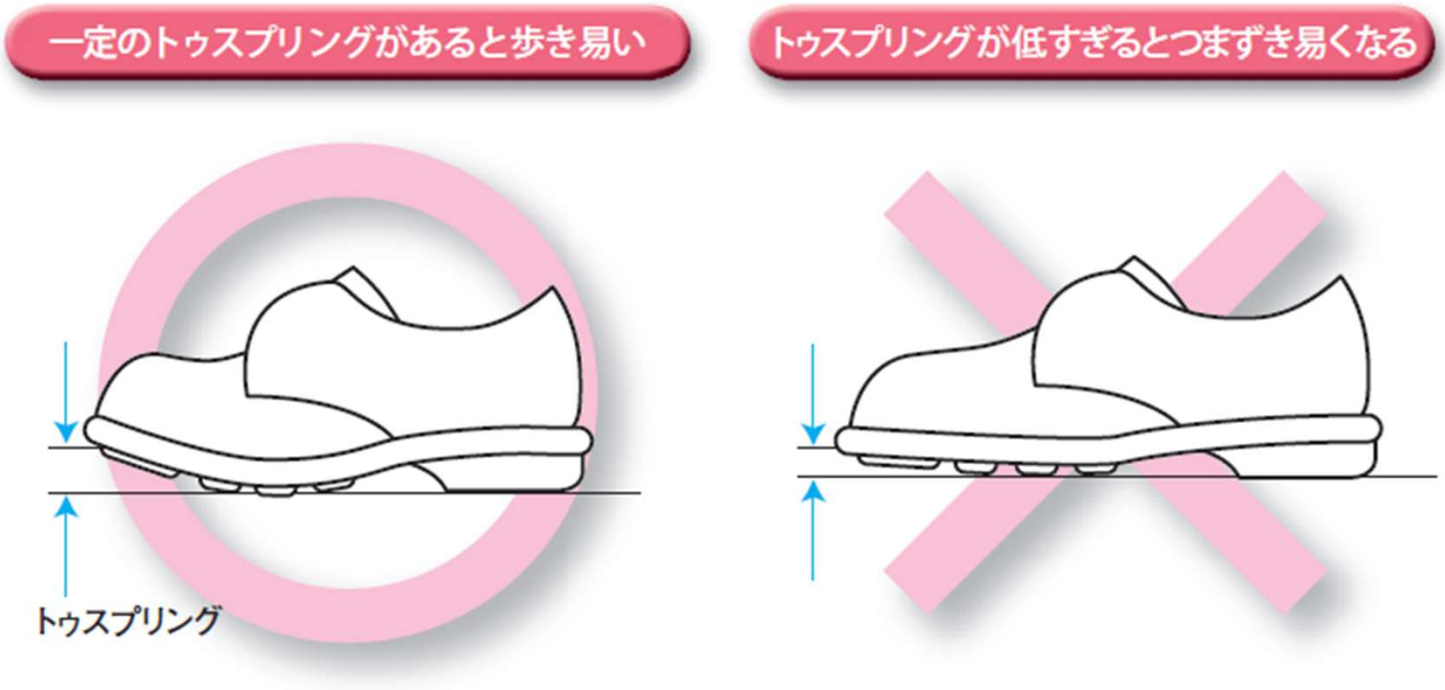
《労働災害の発生要因》
身体機能（骨密度、バランス感覚等）の低下も一因と推測される。

つまずきにくい靴

つまずきにくい靴を履く

次のような靴を履くことで、つまずきを少なくすることがきます。

A）軽くてコンパクト
B）かかと部分があり、足にフィットする
C）つま先部分とかかと部分の重量バランスが取れており、つま先が少し上がっている（トゥスプリング）
D）靴底が柔らかく曲がりやすい（屈曲性が良い）



靴のアレコレ

● 重量

現行安全靴の重量はおおよそ次のとおりとなっています。

	V式製法	C式製法	I式製法	海外安全靴
短　靴	900～1200g	800～1000g	700～900g	800～1500g
長編上靴	1100～1400g	1000～1200g	900～1100g	1000～1800g

高年齢労働者用には、短靴で900g未満のものが望まれます。

「プロテクティブスニーカ」と称される甲被の材料が布や合成皮革の靴は、更に軽量のものがあります。

● 耐滑性

高年齢労働者は、滑った時にバランスを崩し易くなり、転倒するリスクが高いので、JIS T8101(安全靴）の「5.6 耐滑性」に適合した耐滑性能を有するものが望まれます。なお、JIS T8101に適合した耐滑性靴には、「耐滑性」又は「F」のマークが表示されています。

ただし、耐滑性は靴底と床面の両方で考える必要があり、一般に滑り易い床には滑り難い安全靴が必要ですが、滑り難い床に滑り難い安全靴を使用した場合にはつまずき易くなりますので、床面の形状、材質に合った安全靴の着用が必要です

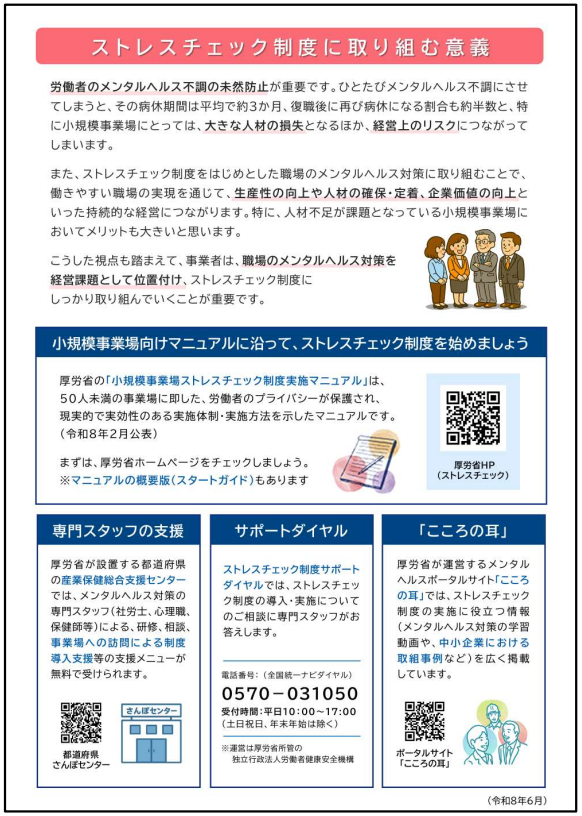
厨房作業等、水や油等で滑りやすい作業向けに特に滑り難い作業靴がありますが、高年齢労働者に使用する場合は適する作業内容になっているか注意して下さい。

職場のメンタルヘルス対策の推進

これまでの改正

- 平成27年12月　メンタルヘルス不調の未然防止の観点からストレスチェック制度が導入。
 （労働者50人未満の事業場は努力義務）
- 令和7年5月　改正労働安全衛生法公布。**全ての**事業場にストレスチェック実施を義務化。
 （施行期日：令和10年4月1日）
- 令和8年6月　努力義務とされているのストレスチェック結果の集団分析について、改正労働安全衛生規則により、**特定の個人を識別できない方法で**実施することを明確化。
 （施行期日：令和9年4月1日）

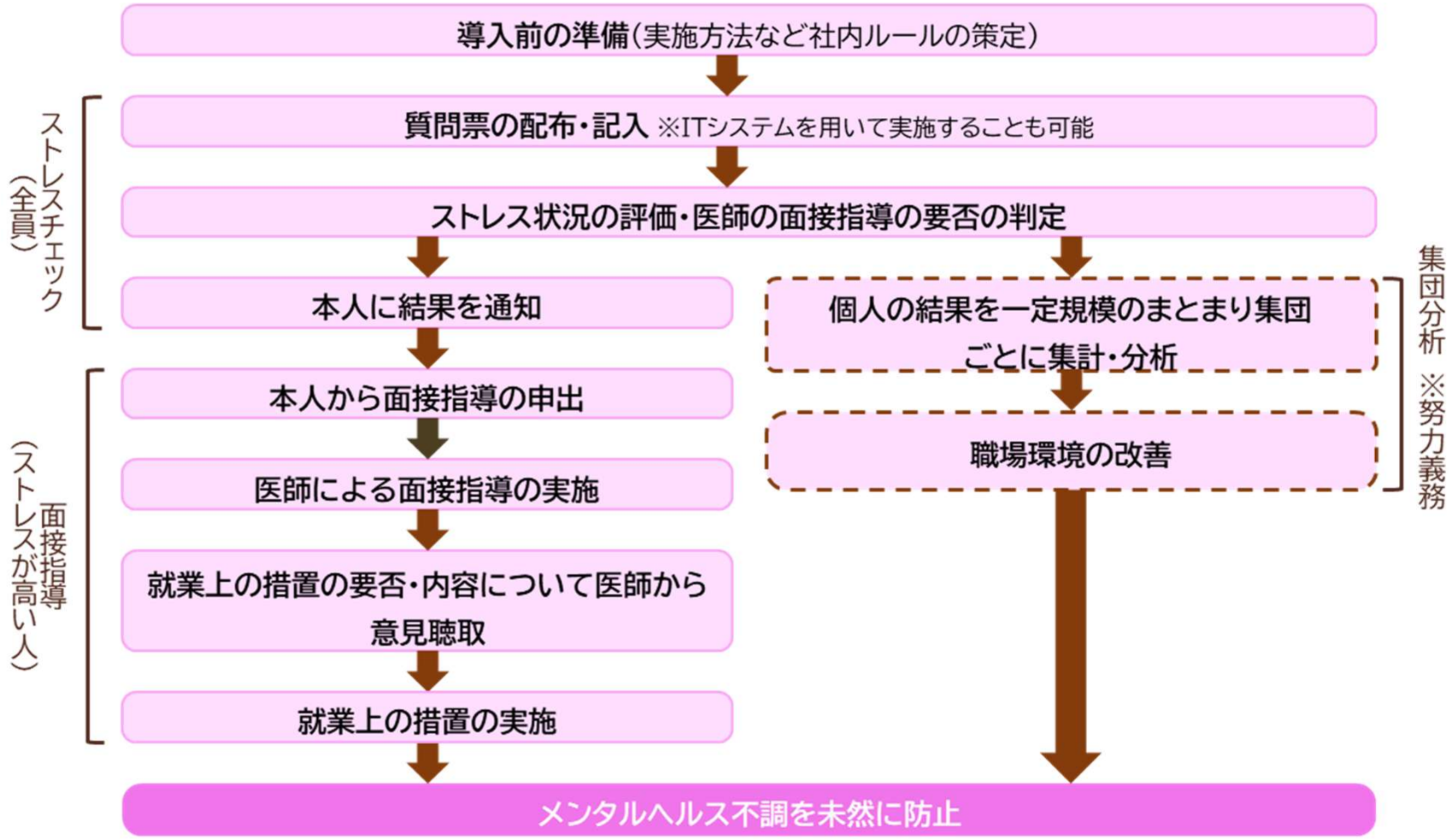




ストレスチェック制度について

■ 目的・趣旨

- 労働者自身のストレスへの気付きを促し、メンタルヘルス不調を未然に防止する。
- 高ストレスと判定された労働者に対する、医師による面接指導の機会の提供、医師の意見を踏まえた就業上の措置の実施、集団分析を通じた職場環境の改善につなげる。



メンタルヘルスケア：4つのケア

セルフケア （労働者）

- ストレス等への正しい理解
- ストレスへの気づき
- ストレスへの対処

ラインによるケア （管理監督者）

- 職場環境等の把握と改善
- 労働者からの相談対応
- 職場復帰における支援

スタッフ等によるケア（産業医、衛生管理者等）

- メンタルヘルスケアの実施に関する企画立案
- 個人の健康情報の取扱い
- 事業場外資源とのネットワークの形成やその窓口
- 職場復帰における支援

事業場外資源によるケア （事業場外の機関、専門家等）

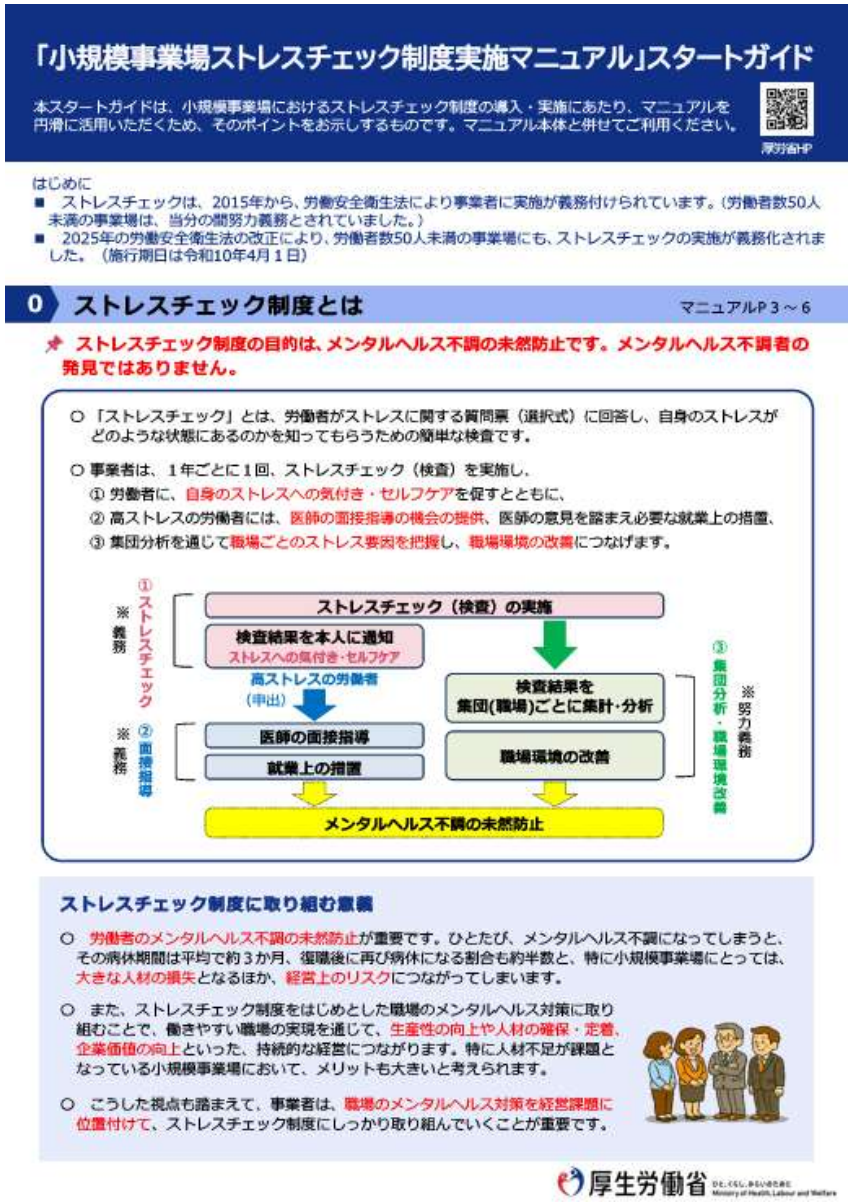
- 情報提供や助言を受けるなどのサービスの利用
- ネットワークの形成
- 職場復帰における支援

ストレスチェックは、
セルフケアの強化のために実施

※ 高ストレス状態の確認
≠メンタル支障の確認

ストレスチェック制度の導入・実施支援

■ 小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル



「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」スタートガイド

本スタートガイドは、小規模事業場におけるストレスチェック制度の導入・実施にあたり、マニュアルを円滑に活用いただくため、そのポイントをお示しするものです。マニュアル本体と併せてご利用ください。

厚労省HP

はじめに

- ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法により事業者に実施が義務付けられています。（労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。）
- 2025年の労働安全衛生法の改正により、労働者数50人未満の事業場にも、ストレスチェックの実施が義務化されました。（施行期日は令和10年4月１日）

0 ストレスチェック制度とは マニュアルP３～６

ストレスチェック制度の目的は、メンタルヘルス不調の未然防止です。メンタルヘルス不調者の発見ではありません。

○「ストレスチェック」とは、労働者がストレスに関する質問票（選択式）に回答し、自身のストレスがどのような状態にあるのかを知ってもらうための簡単な検査です。

○ 事業者は、１年ごとに１回、ストレスチェック（検査）を実施し、

① 労働者に、自身のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、

② 高ストレスの労働者には、医師の面接指導の機会の提供、医師の意見を踏まえ必要な就業上の措置、

③ 集団分析を通じて職場ごとのストレス要因を把握し、職場環境の改善につなげます。

ストレスチェック制度に取り組む意義

○ 労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたび、メンタルヘルス不調になってしまうと、その病休期間は平均で約３か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、大きな人材の損失となるほか、経営上のリスクにつながってしまいます。

○ また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上といった、持続的な経営につながります。特に人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きいと考えられます。

○ こうした視点も踏まえて、事業者は、職場のメンタルヘルス対策を経営課題に位置付けて、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。

厚生労働省

■ 地域産業保健センター（地産保）



労働者数50人未満の小規模事業場の事業者や労働者を対象として、登録産業医等による産業保健サービスを無料で提供

健康診断結果についての医師からの意見聴取	個別訪問による産業保健指導
高ストレス者、長時間労働者に対する医師の面接指導	保健指導等

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

安全経営あいち®
リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

ご清聴ありがとうございました

TEAM

一宮労働基準監督署

第　二　方　面

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan